

産業構造審議会 商務流通情報分科会 製品安全小委員会 電気用品整合規格検討ワーキンググループ (第4回)-議事要旨

日時:平成27年4月20日(月曜日)13時00分~15時00分

場所:経済産業省別館1階101-2会議室

出席者

三木座長、青柳委員、高橋委員、笹子委員、庄子委員、久本委員、藤原委員、三浦委員、持丸委員、山口委員

議題

整合規格案の確認について

議事概要

整合規格案の確認について

今回確認する整合規格案(9規格)について、事務局より資料2,3及び資料4を用いて説明を行い、電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈別表第12に追加することを各委員に諮ったところ、以下の質問等については後日事務局からメールで再度諮ることとなり、その他は了承された。委員からの主な発言及び事務局回答は以下のとおり。

- JIS C 8105-2-2の第十三条 電気用品から発せられる電磁波による危害の防止について、委員より、第1部4.24に「過度」という用語があるが、基準又はしきい値は存在しているのかという質問があった。
- 同規格の第十八条 雑音の強さについて、J55015の適用範囲にLED由来の雑音の強さが含まれるのか質問があった。
- JIS C 6950-1の第二条第2項について、委員より、5.1.1に「タッチカレント」という用語があるが「接触電流」が適切である旨コメントがあり、原案作成者側へ確認する旨回答した。
- 同規格の第十三条について、委員より、4.3.13.4に「暴露」という用語があるが、「曝露」又は「ばく露」が適切である旨コメントがあり、原案作成者側へ確認する旨回答した。
- 同規格の第十三条について、委員より、4.3.13.5.2にLEDの光学的放射の限度値に係る記載があるが、その限度値の出典元が知りたい旨質問があった。

なお、事務局から以下のとおり提案を行った。

• JIS C 8105-2-8及びJIS C8105-2-13の第五条 使用者及び使用場所を考慮した安全設計について、事務局案の整合確認書では、要求事項ではなく、適用範囲を記載しているため、技術基準との整合確認書の規定タイトル・概要欄から削除すべきと考えるが、再度事務局で検討した結果を、メールで委員の皆様方に連絡する旨回答した。

関連リンク

製品安全小委員会 電気用品整合規格検討ワーキンググループの開催状況

お問合せ先

商務流通保安グループ 製品安全課

電話: 03-3501-4707 FAX: 03-3501-6201 最終更新日:2015年4月21日